

日医発第 1012 号 (年税 49)

平成 23 年 2 月 8 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

原中 勝征

緊急保証等の中小企業資金繰り対策について

中小企業庁の「緊急保証」制度につきましては、日本医師会をはじめ医療界の要望が実を結び、平成 22 年 2 月 15 日より平成 23 年 3 月末まで、「景気対応緊急保証」として、原則全業種（医療業、社会保険・社会福祉・介護事業、保健衛生などを含む）を対象とされたところであります。

この度、別添の通り、「セーフティネット保証」として、「医療業」につきまして、平成 23 年度上半期（4 月 1 日～9 月 30 日）も継続して対象業種に指定されることとなりました。なお、平成 23 年下半期の対象業種の取り扱いについては、上半期の業況等により改めて決定されることとなります。その他の中小企業の資金繰り支援策も含めまして、経済産業省より、報道発表がありましたので、貴会会員各位に周知方お願い申し上げます。

なお、「社会保険・社会福祉・介護事業」、「保健衛生」などについては、平成 23 年度上半期につきましては、「セーフティネット保証」の対象業種に含まれておりませんが、他の支援策につきましては利用可能な場合もありますのでご留意ください。

当該資料は、中小企業庁のホームページ(トップページ > 金融サポート > 今後の中小企業の資金繰り支援策について (平成 23 年 1 月 28 日)、

<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2011/110128FutureFinancing.htm>) より、ご覧いただけます。

また、緊急保証制度に係る相談窓口となります信用保証協会の一覧は、全国信用協会連合会のホームページ (HOME > お近くの信用保証協会、
<http://www.zensinhoren.or.jp/others/nearest.html>) より、ご覧いただけます。

[別添資料]

- News Release 今後の中小企業の資金繰り支援策について
(平成 23 年 1 月 28 日 中小企業庁)
- 今後の中小企業の資金繰り支援策について
(平成 23 年 1 月 28 日 中小企業庁)
- セーフティネット保証の指定業種について
(平成 23 年 1 月 28 日 中小企業庁)
- セーフティネット保証 5 号の業種基準
(平成 23 年 1 月 28 日 中小企業庁)
- セーフティネット保証 (5 号) と景気対応緊急保証
(平成 23 年 1 月 28 日 中小企業庁)

平成23年1月28日



今後の中小企業の資金繰り支援策について

中小企業庁は、今後とも中小企業の資金繰りに支障が生じないよう万全を期すため、以下のような支援策を実施します。

1. 年度末に向けた資金繰り支援としては、①保証付借入の一本化、条件変更、真水の追加等が可能な「借換保証」の推進、②条件変更（既往借入金の返済負担軽減）への積極対応、③信用保証協会による景気対応緊急保証、日本政策金融公庫（日本公庫）によるセーフティネット貸付（※1）の金利引き下げ措置、商工組合中央金庫（商工中金）による危機対応貸付（国際金融不安への対応）などを実施します。

こうした点について、公的金融機関などに対して、周知徹底を図ります。

※1：急激な経営環境の変化などの影響を受けている中小企業が対象

2. 来年度以降の資金繰り支援としては、①中小企業からのニーズが高まっている借換保証や条件変更への積極対応に加えて、②小規模企業向けの小口保証制度や「セーフティネット保証」（※2）（来年度上半期に限り、現行の景気対応緊急保証の業種基準を更に緩和して適用）などについては100%保証を実施するほか、③融資額の8割程度を保証する一般保証の利用も促進します。

また、④日本公庫によるセーフティネット貸付や商工中金による直接貸付、創業や海外展開支援などの前向きな資金需要に対する貸付なども実施します。

※2：特に業況の悪化している業種に属し、かつ、売上高の減少などの影響を受けている中小企業が対象

（本発表資料のお問い合わせ先）

中小企業庁金融課長 濱野

担当者：岡田、田中、木村

電話：03-3501-1511（内線 5271～5275）

03-3501-2876（直通）

今後の中小企業の資金繰り支援策について

平成 23 年 1 月 28 日

中 小 企 業 庁

今後とも中小企業の資金繰りに支障が生じないように、以下のような支援策を実施していく。

1. 年度末に向けた資金繰り支援

(1) 既往借入金の返済負担の軽減

- ① 借換保証の推進（保証付借入の一本化、新しい据置期間の設定を含む条件変更、真水の追加等が可能な制度。本年度内は景気対応緊急保証による借換えが可能。） 【保証協会】
- ② 条件変更の積極対応（中小企業からのニーズが高まっている条件変更（既往借入金の返済負担軽減）への積極対応）
【日本公庫、商工中金、保証協会】
- ③ 借換え時の金利上昇を抑えるための予算措置 【日本公庫】

(2) 本年度末に期限切れを迎える措置の利用促進

- ① 景気対応緊急保証（原則全業種を対象とする 100%保証） 【保証協会】
- ② セーフティネット貸付の金利引き下げ措置（急激な経営環境変化等により一時的に業況が悪化している中小企業に対する貸付制度の金利引き下げ措置。制度自体は来年度も実施。） 【日本公庫】
- ③ 国際金融不安に対応した危機対応貸付（円高や災害等に対応した危機対応貸付は来年度も実施） 【商工中金】

(3) 関係機関の協力による中小企業金融の円滑化

全国信用保証協会等代表者会合の開催（2月下旬目処に検討中）などを通じて、公的金融機関及び民間金融機関に対して、引き続き中小企業金融の円滑化に向けた配慮要請を行う。

また、公的金融機関及び中小企業庁による相談体制の拡充も併せて実施する予定（詳細は後日改めて公表予定）。

2. 来年度以降の資金繰り支援

中小企業からのニーズが高まっている借換保証や条件変更への積極対応に加えて、主に以下の取組を実施する。

＜平成23年度当初予算案に計上しているものを含む＞

（1）100%保証の実施 【保証協会】

- ① 小規模企業向けの小口保証制度（業種を問わず、従業員20人以下（※）であって、保証利用残高が1,250万円以下の小規模企業が対象。景気対応緊急保証等とは異なり、市区町村の認定が不要。）
※商業又はサービス業を主たる事業にする事業者については5人以下
- ② セーフティネット保証（特に業況の悪化している業種に属し、売上高の減少などの影響を受けている中小企業が対象）：円滑な制度変更にも万全を期すため、来年度上半期の業種基準は、現行の景気対応緊急保証の業種基準を更に緩和して適用。（対象となる業種など、詳細は別紙）
※指定業種に属していることや売上高の減少等の状況について、市区町村の認定が必要
- ③ 創業関連保証等（創業する者、創業後5年未満の者が対象）

※これらのほか、融資額の8割程度を保証する一般保証等の利用も可能。
なお、景気対応緊急保証等の実施中においても、全体の4割程度は一般保証等を利用。

（2）直接貸付の充実・実施 【日本公庫、商工中金】

保証制度を活用してもなお、民間金融機関からの資金調達が難しい場合を含め、急激な経営環境変化等により一時的に業況が悪化している中小企業に対して、日本公庫によるセーフティネット貸付などを実施。

また、創業や海外展開支援などの前向きな資金需要に対する貸付も実施。さらに、条件変更による積極対応なども併せて実施。

- ① セーフティネット貸付：引き続き積極的に対応
- ② 新企業育成貸付（創業や新事業に取り組む中小企業に対する貸付）：無保証人貸付に係る上乗せ金利の免除及び第二創業の対象資金の拡充
- ③ 資本金劣後ローン（企業再建等に取り組む中小企業の資本を強化することにより民間資金も呼び込む貸付）：事業規模を拡大
- ④ 海外展開資金（中小企業の海外展開を支援する貸付制度）：貸付対象の拡大、特利の適用

など

以上

セーフティネット保証の指定業種について

(中小企業信用保険法第2条第4項第5号の指定業種について)

指定期間：平成23年4月1日～平成23年9月30日

セーフティネット保証5号の対象は、特に業況の悪化している以下の業種に属し、かつ、売上が一定程度以上減少している要件等を満たす中小企業。業種基準については平成23年度上半期に限り、現行の景気対応緊急保証の業種基準を更に緩和して適用。

※指定業種における産業分類番号は、日本標準産業分類の旧分類（平成14年3月改訂）

産業分類 中分類番号 (参考)	指 定 業 種
05	鉱業
06	総合工事業
07	職別工事業（設備工事業を除く。）
08	設備工事業
10	飲料・たばこ・飼料製造業
11	繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く。）
12	衣服・その他の繊維製品製造業
13	木材・木製品製造業（家具を除く。）
15	パルプ・紙・紙加工品製造業
16	印刷・同関連業
18	石油製品・石炭製品製造業
20	ゴム製品製造業
21	なめし革・同製品・毛皮製造業
22	窯業・土石製品製造業
23	鉄鋼業
25	金属製品製造業
26	一般機械器具製造業
27	電気機械器具製造業
28	情報通信機械器具製造業
29	電子部品・デバイス製造業
30	輸送用機械器具製造業
31	精密機械器具製造業
37	通信業
38	放送業

39	情報サービス業
41	映像・音声・文字情報制作業
42	鉄道業
43	道路旅客運送業
44	道路貨物運送業
45	水運業
48	運輸に附帯するサービス業
49	各種商品卸売業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「適正化法」という。）第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
50	繊維・衣服等卸売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
51	飲食料品卸売業
52	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
56	織物・衣服・身の回り品小売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
60	その他の小売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
68	不動産取引業
69	不動産賃貸業・管理業
73	医療業
76	学校教育
77	その他の教育、学習支援業
84	娯楽業（適正化法第2条第1項第7号（まあじゃん屋を除く。）及び第8号（ゲームセンターを除く。）、第6項第2号、第3号及び第6号、第7項第1号並びに第8項から第10項までに規定する営業、競輪・競馬等の競走場、競技団、芸ぎ業（置屋及び検番を除く。）、場外車券売場、場外馬券売場、場外舟券売場並びに競輪・競馬等予想業を除く。）
85	廃棄物処理業
86	自動車整備業
88	物品賃貸業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
89	広告業
90	その他の事業サービス業（集金業及び取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。）並びに芸ぎ周旋業を除く。）

セーフティネット保証5号の業種基準

現行の景気対応緊急保証の基準では、前年との比較で売上が増加している業種は対象外であるが、平成23年度上半期の新基準では、売上が前年との比較で増加していても、2年前との比較で▲10%以上減少している業種は対象となる。

【売上基準】

景気対応緊急保証 (平成22年2月～平成23年3月)	セーフティネット保証 (平成23年4～9月)	セーフティネット保証 (平成23年10月～平成24年3月)
①最近3ヶ月が前年同期比▲3%以上減少、 かつ最近月が前年同期比▲5%以上減少	① 同左	①最近3ヶ月が前年同期比▲5%以上減少、 かつ最近月が前年同期比▲7%以上減少
②最近3ヶ月の前年同期が2年前同期比▲3%以上減少、 かつ最近月の前年同月が2年前同月比▲5%以上減少し、 さらに最近3ヶ月が前年同期比で増加せず、かつ最近月で増加していないこと 等	② 同左	②最近3ヶ月の前年同期が2年前同期比▲5%以上減少、 かつ最近月の前年同月が2年前同月比▲7%以上減少し、 さらに最近3ヶ月が前年同期比で増加せず、かつ最近月で増加していないこと 等
	③最近3ヶ月が2年前同期比▲10%以上減少、 かつ最近月が2年前同月比▲10%以上減少 (最近3ヶ月が前年同期比で増加している場合、 または、最近月で増加している場合でも、対象とする)	

※上記①～③のいずれかの基準を満たす業種は対象となる（平成23年4月～9月）。

セーフティネット保証（5号）と景気対応緊急保証

セーフティネット保証（5号）

景気対応緊急保証

①保証割合・限度額

100%保証
一般保証と別枠で利用可能
保証限度額：8千万円(無担保)、2億円(有担保)

②保証期間

特段の定めはない。
(運転5年・設備7年以内で、据置期間1年以内で運用されている場合が多い。)

10年以内(据置期間2年以内)

③保証料率

特段の定めはない。
(概ね0.8%以下で運用されており、最大でも1.0%。)

0.8%以下